

# 社会福祉法人師勝福祉会個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人師勝福祉会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業に関し適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 個人データ 個人情報データベース（特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態に置いているものをいう。）等を構成する個人情報をいう。
- (3) 保有個人データ 法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その在否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 職員 法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。

### (個人情報の対象者)

第3条 この規程における個人情報の対象となる個人は、法人が設置・経営するセルフしかつの利用者及びその家族並びに次に掲げる法人の役員、職員等とする。

- (1) 法人の理事、監事及び評議員
- (2) 社会福祉法人師勝福祉会就業規則(平成13年5月24日議決。以下「就業規則」という。)第2条に規定する職員
- (3) 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則(平成14年3月11日議決)第1条に規定する臨時職員
- (4) 嘱託医及び看護師
- (5) 第三者委員

- (6) その他ボランティア、実習生等セルフしかつとの関わりを持つ個人  
(法人の責務)

第4条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

## 第2章 個人情報の利用目的の特定等

### (利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行わなければならない
- 3 前項の規定により利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

### (利用目的による制限)

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の同意を要しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 前項の規定により、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定しなければならない。

## 第3章 個人情報の取得の制限等

### (取得の制限)

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行わなければならない。

- 2 法人は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
- 3 個人情報を取得するときは、原則として、本人から取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

(5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

4 前項第4号又は第5号の規定により、本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めなければならない。  
(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### 第4章 個人データの適正管理

(データ内容の正確性の確保)

第9条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な処置を講じなければならない。

2 利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データについては、確実かつ速やかに破棄又は削除しなければならない。

(職員の監督)

第11条 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第12条 法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置

を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 第5章 個人データの第三者提供

### (第三者提供の制限)

第13条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

### (第三者に該当しないもの)

第14条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合
- 2 前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

## 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

### (保有個人データの開示等)

第15条 法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示しなければならない。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 法人の事業の適正な実施に関し著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を

表示したときは、この限りではない。

- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有個人データを開示する方法)

第 16 条 保有個人データの開示は、書面により行うものとする。ただし、本人の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第 17 条 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止(以下この条において「訂正等」という。)の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、申出があった保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前 2 項に準じて処理を行うものとする。

## 第 7 章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第 18 条 法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるため、法人に、個人情報保護管理者を置く。

- 2 個人情報保護管理者は、施設長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育、事業訓練等を行う責任を負う。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する職員に委任することができる。

(苦情対応)

第 19 条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

- 2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理者とする。
- 3 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(職員の義務)

第 20 条 法人の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

## 第8章 雑則

(規程違反の場合の措置)

第21条 職員が、この規程に明らかに違反したと認められる場合は、就業規則第40条及び第41条に規定する懲戒の対象とする。

2 第3条第3号に規定する臨時職員が、この規程に違反したと認められる場合は、前項の規定に準じ、理事長が処分を行う。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

### 附 則

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

2 社会福祉法人師勝福社会個人情報取扱規則(平成17年11月25日議決)は、廃止する。